チョウチョウウオ、アミメチョウチョウウオ、ゴマチョウチョウウオ、コクテンカタギ、ロクセンヤッコ、アデヤッコ、サザナミヤッコ、タテジマキンチャクダイ、チリメンヤッコ、シテンヤッコ、ニシキヤッコ、ルリヤッコ、ヘラルドコガネヤッコ、コガネヤッコ、アブラヤッコ、チャイロヤッコ、ソメワケヤッコ、ナメラヤッコ、アカハラヤッコ、ヤイトヤッコ、タテジマヤッコ、ヒレナガヤッコ、トサヤッコ、ハナダイダマシ、セジロクマノミ、ハナビラクマノミ、ハマクマノミ、カクレクマノミ、クマノミ、トウアカクマノミ、コビトスズメダイ、カレハスズメダイ、シコクスズメダイ、デルタスズメダイ、コガネスズメダイ、ミツボシクロスズメダイ、フタスジリュウキュウスズメダイ、ミスジリュウキュウスズメダイ、ルリホシスズメダイ、イシガキスズメダイ、イソスズメダイ、シリキルリスズメダイ、ミスジスズメダイ、セナキルリスズメダイ、レモンスズメダイ、ルリスズメダイ、ネズスズメダイ、クラカオスズメダイ、クロスズメダイ、ヒレナガスズメダイ、ダンダラスズメダイ、ヤノリボンスズメダイ、クジャクスズメダイ、ミナミイソスズメダイ、キオビスズメダイ、クロソラスズメダイ、オキゴンベ、ミナミゴンベ、サラサゴンベ、ヒメゴンベ、イソゴンベ、メガネゴンベ、ホシゴンベ、クダゴンベ、ベニゴンベ、ウイゴンベ、クギベラ、タレクチベラ、シマタレクチベラ、ソメワケベラ、ホンソメワケベラ、ノドグロベラ、カンムリベラ、ツユベラ、シロタスキベラ、クロヘリイトヒキベラ、ナメラベラ、ニシキイトヒキベラ、ツキノワイトヒキベラ、ベニヒレイトヒキベラ、トモシビイトヒキベラ、ゴシキイトヒキベラ、ヨコシマニセモチノウオ、ヒメニセモチノウオ、ニセモチノウオ、ヤスジニセモチノウオ、ハワイトラギス、サンゴトラギス、ツノダシ、ヒレナガハギ、ゴマハギ、キイロハギ、ナンヨウハギ、キンセンハギ、サラサハギ、ジュウモンジサラサハギ、ホホベニサラサハギ、キイロサンゴハゼ、コバンハゼ、イチモンジコバンハゼ、モエギハゼ、ホムラハゼ、ヒラウミタケハゼ、スケロクウミタケハゼ、オドリハゼ、ナカモトイロワケハゼ、ヤシャハゼ、ヒレナガネジリンボウ、クロオビハゼ、クロホシハゼ、ヒノマルハゼ、タカノハハゼ、オイランハゼ、フタホシタカノハハゼ、ギンガハゼ、ホタテツノハハゼ、ヤマブキハゼ、ヤノダテハゼ、マスイダテハゼ、ニチリンダテハゼ、ハチマキダテハゼ、ダンダラダテハゼ、ヒメダテハゼ、クビアカハゼ、カサイダルマハゼ、ヨゴレダルマハゼ、アカネダルマハゼ、ダルマハゼ、クロイトハゼ、ミズタマハゼ、サザナミハゼ、オトメハゼ、ヒメクロイトハゼ、アオハチハゼ、アカハチハゼ、アカネハゼ、ニンギョウベニハゼ、アオギハゼ、ヒメアオギハゼ、オヨギベニハゼ、オキナワベニハゼ、ホシクズベニハゼ、チゴベニハゼ、ダイダイオオメワラスボ、ハタタテハゼ、アケボノハゼ、ゼブラハゼ、オグロクロユリハゼ、ヒメユリハゼ、クロユリハゼ、スジクロユリハゼ、サツキハゼ、タテジマヘビギンポ、インドカエルウオ、セダカギンポ、フタイロカエルウオ、ヒトスジギンポ、ハナダイギンポ、ゴイシギンポ、イシガキカエルウオ、オウゴンニジギンポ、サツキギンポ、ヒゲニジギンポ、ニセクロスジギンポ、クロスジギンポ、イナセギンポ、ミナミギンポ、テンクロスジギンポ、ニシキテグリ、セソコテグリ、ミヤケテグリ、タンザクテグリ、キリンミノ、ハナミノカサゴ、ネッタイミノカサゴ、アカモンガラ、イソモンガラ、モンガラカワハギ、ツマジロモンガラ、ムラサメモンガラ、クマドリ、ムラサメモンガラ、タスキモンガラ、クラカケモンガラ、ホシモンガラ、テングモンガラ、ヌリワケカワハギ、ミナミハコフグ、クロハコフグ、クマドリキンチャクフグ、シマキンチャクフグ、ハナキンチャクフグ、シボリキンチャクフグ、モンキキンチャクフグ、ゴマフキンチャクフグ、コクテンフグ

(四) 保全のための施設に関する事項

保全施設を次のとおり設ける。

施設の種類	位置
巡視歩道その他これに類する施設	沖縄県八重山郡竹富町字崎山及び字西表地先海面
標識その他これに類する施設	沖縄県八重山郡竹富町地内

四　自然環境保全地域の区域の拡張及び保全計画の変更の案の縦覧場所

環境省自然環境局自然環境計画課、那覇自然環境事務所、石垣自然保護官事務所及び西表自然保護官事務所

五　備考

縦覧期間は、公告の日から二週間とし、二に記載する区域に係る住民及び利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、環境大臣に意見書を提出することができる。

なお、意見書の提出先は、東京都千代田区霞が関一―二―二環境省自然環境局自然環境計画課である。

○中部地方整備局告示第百五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
下呂市金山町金山字紙屋前三四三四番三から同市金山町金山字釜土三二九六番一まで	前	一二・〇〇～一七・二〇メートル	一九九キロメートル
	後	一三・四〇～二六・四〇メートル	一九九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○中部地方整備局告示第百五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
下呂市東上田字滝口七九番四から同市東上田字滝口七九番一まで	前	一三・八〇～二八・七〇メートル	一七八キロメートル
	後	一三・八〇～三一・〇〇メートル	一七八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○中国地方整備局告示第百五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山口市小郡下郷字西下村一一一番一〇から同市小郡下郷字西下村一一一番六まで	前	四三・〇〇～五七・〇〇メートル	〇・〇五キロメートル
	後	四八・〇〇～六〇・〇〇メートル	〇・〇五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所